

議第25号

古川国府給食センター利用組合規約の変更について

古川国府給食センター利用組合の規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により議決を求める。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

給食供給保育園が減少することに伴い組合規約を変更しようとする。

古川国府給食センター利用組合規約の一部を改正する規約

古川国府給食センター利用組合規約（平成16年2月1日岐阜県指令飛振第3244号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛驒市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、<u>増島保育園</u>、宮城保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校の給食共同調理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛驒市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、宮城保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校の給食共同調理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> |

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、改正後の古川国府給食センター利用組合規約の規定は、平成29年4月1日から適用する。